

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター
革新的自殺研究推進プログラムに関する基本方針

令和 7 年 6 月 26 日理事会決定

1. 概要

革新的自殺研究推進プログラム（以下、「本プログラム」という。）は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有することに鑑み、保健医療のみならず他部門との連携の在り方を含めた科学的根拠に基づいた自殺総合対策を強力に推進するため、官民横断型の研究プログラムとして創設された。

本プログラムは、平成 28 年 4 月 1 日に施行された改正自殺対策基本法の理念と趣旨に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として策定された「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～（令和 4 年 10 月 14 日閣議決定）」に明記されている研究事業である。平成 29 年度より自殺総合対策推進センター（JSSC）が管理・運営を行ってきたが、令和 2 年度からは、いのち支える自殺対策推進センター（以下、「JSCP」という。）が、厚生労働大臣指定法人の事業の一環として、本プログラムの管理・運営にあっている。

2. 目的

本プログラムの目的は、自殺対策の実践的な研究（政策研究）を通じて、自殺総合対策の推進に資するデータ及び科学的根拠を収集することにより、自殺総合対策の推進を図ることである。換言すれば、自殺対策の現場（最前線）の取組が研究の対象となり、研究で得られたエビデンス等が政策の根拠となって、実現された政策が自殺対策の現場の取組を更に後押しするような、自殺対策の「現場」と「研究」と「政策」の連動性を高めるための、革新的な自殺対策研究の推進を目的としている。

3. プログラムの内容及び運営等

本プログラムの制度設計・枠組みに関する決定は、JSCP 理事会が行う。本プログラムの制度設計・枠組みの策定等にあたっては、この基本方針、規程等の諸規定及び JSCP の中長期計画に定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日制定、内閣総理大臣決定）、「競争的研究費における各種事務手続等に係る統一ルールについて」（令和 3 年 3 月 5 日制定、令和 5 年 5 月 24 日改正、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえることとする。

運営体制、運営方法等の詳細に関しては、別途「革新的自殺研究推進プログラムに関する規程」（以下「規程」という。）に定めるが、以下概要について述べる。

まず、本プログラムの着実な推進を図るため、革新的自殺研究推進プログラムに係るガバニングボード（以下、「GB」という。）を設置し、本プログラムの具体的な運営（公募課題の選定、採択課題の決定、研究成果の評価等）は、GB が行うこととする。

また、各領域の研究課題の進捗状況を把握し、研究遂行に関する助言を行うプログラムディレクター（以下、「PD」という。）を研究代表者から選出する。併せて、各研究課題への指導・助言を取りまとめるにあたり、PD 等によって構成されるプログラムディレクター会議を設置する。

（令和 2 年 4 月 1 日制定）

（令和 4 年 6 月 9 日改訂、令和 4 年 6 月 27 日改訂、令和 7 年 6 月 26 日改訂）

付記 令和 7 年 6 月 26 日施行